

議会運営委員会

令和 2 年 3 月 10 日
委 員 会 室

- 1 開 会
- 2 配付資料の確認
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る議会対応について
 - (1) 予算常任委員会の取扱いについて
 - (2) 本会議第 3 日の取扱いについて
 - (3) その他
- 4 その他

北播磨5市1町・丹波篠山市・丹波市で感染が発生した場合の会議等の取扱い

- 1 3月11日から13日までの予算常任委員会
 - ・審査を2日で終了する。委員間討議・討論・採決まで行う。
 - ・教育長は当該関係予算のみ出席
 - ・13日・金曜日は使用しない。

- (1) 会議時間について
 - ・議会運営委員会で決定のとおり、延刻しても2日間で審査を終える。

- 2 文書質問提出締切
 - ・一般質問は文書質問に替え、17日・正午を提出期限とする。

- 3 本会議第3日
 - ・3月25日・水曜日に開催
 - ・委員長報告は書面配布とし、質疑、討論、採決まで行う。
 - ・文書質問の回答期限は25日・水曜日とする。
 - ・本会議第4日は使用しない。

- (1) 出席者について
 - ・市長または副市長及び議事担当のみの出席を求める。
- (2) 委員長報告に対する質疑について
 - ・委員長報告に対する質疑は、今回は事前通告とし、今後の取扱いは、あらためて議会運営委員会で協議する。(通告締切は、18日・水曜日 正午)
- (3) 文書質問について
 - ・文書質問は、緊急を要するもの(6月定例会では間に合わないもの)、または、3月定例会で質問しなければならないものとしていただく。
 - ・文書質問(一般質問)が重複した場合、議長が確認し調整する。調整後、当該議員がその取扱いを判断する。

- 4 その他
 - ・3月27日・金曜日の庁舎等建設に関する特別委員会は午前9時30分から開催
 - ・3月28日以降の会議は、正副議長並びに議会運営委員会正副委員長で協議し、議会運営委員会に諮る。

※ 上記の内容については、3月3日・火曜日開催の議会運営委員会及び3月4日・水曜日の議員協議会で周知した。

(案)

年 月 日

西脇市議会議長 様

議員名 ⑩

一般質問（文書質問） 通告書

私は、第72回3月定例会における一般質問として、議会運営委員会の決定に基づき、下記のとおり通告書を提出いたします。

記

- 1 質問項目
- 2 具体的な質問内容

別記様式（第10項関係）

年 月 日

西脇市議会議長 様

議員名 ⑩

文 書 質 問 書

私は、西脇市議会基本条例第9条第6項の規定に基づく文書質問をしたいので、運用基準に基づき質問書を提出いたします。

なお、平成 年 月 日までに回答されることを希望いたします。

記

1 質問項目

2 具体的な質問内容

議員各位

3月9日、午前8時40分から第3回西脇市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。

その概要をお知らせいたしますのでご確認ください。

記

1 小中学校の給食について

現在、今月15日・日曜日まで臨時休業としていますが、16日・月曜日以降に小中学校が再開された場合（現時点は未定です。）でも、23日・月曜日（修了式前日）までの学校給食は、材料調達の調整等が困難なため、引き続き停止となります。
⇒ 児童・生徒は弁当を持参して登校してもらいます。

2 市内発生時の対応について

(1) 市内発生した場合を想定して、記者発表できるようにその内容を整理します。

(2) 施設内の消毒方法を確認します。

⇒ その他の対応も含めて各所属において検討します。

3 北播磨管内等で患者が発生した場合の対応調査について

①感染判明日など ②事業やイベントの取扱い ③公共施設の開閉館 ④こども園の開閉園 ⑤学童保育の対応 ⑥小中学校の対応 ⑦介護施設等の対応 ⑧障害者施設等の対応 ⑨雇用対策等

上記のほか、担当部署で情報を収集して北播磨及び市内発生に備えます。

4 その他

片山市長から次の3件の報告がありました。この内容は本日の総務産業常任委員会の冒頭の市長あいさつでも話されました。

昨日、北播磨の5市1町の中で感染者が発生した場合、兵庫県への報告と同時に管内の首長対してその情報を提供する旨の申し合わせを行った。

認定こども園や市内の福祉施設（みぎわ園、楽寿園、向陽苑、オンベリーコ、コモエスタ、しばざくら荘）においても市内発生時の対応について協議を行ってもらっている。

北播磨管内で発生していない状況であっても、新型コロナウイルス対応や情報収集等により、市長本人、関係職員も含めて常任委員会の途中で中座させてもらう場合がある。了承いただきたい。

なお、西脇市議会としては、先日の議会運営委員会並びに議員協議会でご確認いただいたとおり（下記記載）の取扱いとなりますのでご留意ください。

【北播磨5市1町・丹波篠山市・丹波市で発生した場合】

・発生直後、暫時休憩

3月11日から13日 予算常任委員会 : 審査を2日で終了。委員間討議・討論・採決まで行います。

教育長は当該関係予算のみ出席

13日・金曜日は使用しません。

3月17日 一般質問提出締切 : 一般質問は文書質問とし、17日・正午を提出期限とします。

3月25日 本会議第3日 : 委員長報告は書面配布とし、質疑、討論、採決を行います。

一般質問の回答 : 理事者からの回答期限を25日とします。

本会議第4日 : 26日・木曜日は使用しません。

3月27日 庁舎等特別委員会 : 予定どおり午前9時30分から開催します。

※ 3月28日以降の会議は、正副議長並びに議会運営委員会正副委員長で協議いただいた上で、議会運営委員会にお諮りします。（定例会期間中に開催予定。ご留意願います。）

【西脇市内で発生した場合】

・発生直後休会します。ただし、現在3月24日・火曜日まで休会中ですので、概ね以下の取扱いになると考えています。（詳細は議会運営委員会でご協議いただくこととなります。）

⇒ ■例1：本日から予算常任委員会までに市内で感染が発生した場合

①明日又は明後日、議会運営委員会を開催（明々後日以降の可能性も有り）

対策本部会議の状況を見ながら、予算常任委員会の運営と一般質問（文書質問）の取扱い、その後の当面の議会日程を協議（定例会を年度内に終了させることを前提に行う。）

②議員協議会を開催して議会運営委員会の決定事項を共有する。

③予算常任委員会を開催して議案審査を終了させる。

④一般質問（文書質問）の取扱いは、議会運営委員会の決定による。

⑤年度内に本会議第3日を開催し、委員長報告から質疑、討論、採決まで行う。

⇒ ■例2：予算常任委員会中に市内で感染が発生した場合／その日をX日とします。

①X日の予算常任委員会を暫時休憩

- ②休憩後、X日に理事者は対策本部会議を開催、議会はその状況を見ながら休憩中に議会運営委員会を開催
議会運営委員会では予算常任委員会の運営と一般質問（文書質問）の取扱い、その後の当面の議会日程を協議（定例会を年度内に終了させることを前提に行う。）
※ 予算常任委員会休憩中の議会運営委員会で結論に至らない場合はX日後にあらためて協議する。
- ③X日の午後5時までに予算常任委員会を再開し延刻して審査又はX日の審査を終了させる。
- ④上記②の議会運営委員会で結論に至らなかった場合、X日以降にあらためて議会運営委員会を開催して、予算常任委員会の運営と一般質問（文書質問）の取扱い、その後の議会日程を協議する。（定例会を年度内に終了させることを前提に行う。）
- ⑤議員協議会を開催して議会運営委員会の決定事項を共有する。
- ⑥引き続き予算常任委員会を開催して議案審査を終了させる。
- ⑦一般質問（文書質問）の取扱いは、議会運営委員会の決定による。
- ⑧年度内に本会議第3日を開催し、委員長報告から質疑、討論、採決まで行う。

⇒ ■例3：予算常任委員会審査後・本会議第3日までの間に市内で感染が発生した場合

- ①議会運営委員会を開催し、一般質問（文書質問）の取扱い、その後の議会日程を協議（定例会を年度内に終了させることを前提に行う。）
- ②議員協議会を開催し、議会運営委員会の決定事項を共有する。
- ③一般質問（文書質問）の取扱いは、議会運営委員会の決定による。
- ④年度内に本会議第3日を開催し、委員長報告から質疑、討論、採決まで行う。

⇒ ■例4：本会議第3日に市内で感染が発生した場合

- ①北播磨5市1町・丹波篠山市・丹波市で発生した場合の例により本会議を実施
- ②理事者の出席の取扱いを事前に協議する。第3日は理事者が不在でも議決は可能（市長あいさつを含めて調整）

★：市内で発生した場合でも議案審査と議決は行っていくとのご決定をいただいていますので、議員各位におかれましては、自らを守るため「咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒」の励行を切にお願いいたします。